

いつもお世話になります。初冬の小春日和に誘われて返り咲いた春咲きの花は「帰り花」と言い、「狂い花」とも呼ばれます。昨今の異常気象では植物が季節を勘違いしても不思議ではありませんが、「帰り花」は一層美しさが際立つようです。とは言え、本来の季節に咲く花ほど見る者の心にやすらぎを与えるのでしょうか。

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【平常心是道】

「平常心是道(びょうじょうしんぜどう)」は禅語の中でもっとも有名な一語でしょう。曹洞宗の瑩山(けいざん)禅師は、平常心を次のように言い表したそうです。

「茶に逢うては茶を喫し、飯に逢うては飯を喫す(さにおうてはさをきっし、はんにおうてははんをきっす)」。お茶が出てくればお茶を飲み、ご飯のときにはご飯を食べる、ただそれだけのこと。つまりそこに雑念はないというわけです。日常の当たり前を行ないを積み重ねる。余計なことを考えず、当たり前のことを丁寧にこなして大切に育てていく日々が「平常心」というもののようです。小さいことにクヨクヨせず、細かいことにこだわることなく、毎日を伸び伸び生きて人生を味わい尽くせたらどんなに素晴らしいでしょう。しかし、人は泣いたり笑ったり、悩んだり苦しんだりしながら生きていくもので、心が揺れ動くのは当たり前です。商売をしていればなおさらのこと、「ふだん通りにしよう」「緊張してはだめだ」と平常心を意識した途端に平常心を離れてしまうという皮肉が起こるものです。



人の心を動揺させる8つの要素を禅の言葉で「八風」と言います。

8つの要素とは「利、衰、毀(き)、誉、称、譏(ぎ)、苦、楽」。利(うるおい)は成功すること。衰(おとろえ)は失敗すること。毀(やぶれ)は陰で誹(そし)ること。誉(ほまれ)は陰でほめること。称(たたえ)は面と向かってほめること。譏(そしり)は面と向かって誹ること。苦(くるしみ)は苦しいこと。楽(たのしみ)は楽しいこと。

人生の波風はほとんどが「八風」のどれかであり、「八風」に動じることなく天辺の月のような不動心を持って生きるようにと戒(いさ)めた禅語が「八風吹けども動ぜず天辺の月」です。今年も残り少なくなり日ごとに慌ただしさが増していきませんが、あれもこれもと考えすぎれば八風に足をすくわれます。今できることに心を尽くして、「当たり前」を大事にしていきましょう。商売にも人生にも近道はありません。



トレンドを斬る!

重厚なフォルムや独特の質感が特長の南部鉄器は岩手県の伝統工芸品です。その南部鉄器を彩色した急須『カラーポット』は、

フランスのお茶メーカーの要望により着色技法を開発し約20年前に商品化されました。伝統的な趣を残しながら美しく彩色された急須は、日本文化に造詣の深い欧米で長く愛されています。近年、輸出専用であったカラーポットが日本でもクールジャパンのひとつとして注目されています。異文化を飲み込んでなおも輝く職人技は日本の誇りですね。



今を生きる
先人の言葉

雑草という
名前の
草は無い

昭和天皇のお言葉。どんな草にも名前
や役割はある。この世に生を受けたす
べてのものには、与えられた使命があ
る。世の中に必要とされないものは生
まれてこない。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【NPO法人は税金がかからないの?】

「NPO法人を立ち上げて、スポーツや芸術などを通じ地域の街づくりに貢献したいと考えています。そのNPO法人についてですが、非営利なので税金がかからないという話や、そうではないという話などいろいろと耳にします。そこで、NPO法人の税金について教えていただけないでしょうか」というご質問がありました。



「NPO」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のことをいいます。そのため収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てることとなります。

そしてこのNPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、NPO法人（特定非営利活動法人）といいます。NPO法人に対しての税金ですが、株式会社や有限会社などの営利法人に適用される税制よりは優遇されている部分もあります。しかし、税金がかからないわけではありません。例えば法人税ですが、物品販売業・不動産販売業・金銭貸付業など、法人税法に定められた34種類の収益事業から得た所得は法人税の対象となります。ただし、収益事業への対価としてではない寄付金や補助金を受けた場合は、課税対象とはなりません。その他にもNPO法人特有の取り扱いがありますので注意が必要です。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：タックスヘイブン】

法人税などの税率を意図的に低く設定、もしくは無税にしている国や地域のこと。ケイマン諸島やモナコなどが代表的で租税回避地とも呼ばれる。企業や個人がこれらの地域にペーパーカンパニーや銀行口座を作り、資産を移すことで支払う税額を圧縮できる。脱税やマネーロンダリングの温床ともなっており、日本では1978年に「タックスヘイブン対策税制」を導入しているが、法人税率など現状に即した見直しも求められている。

トナリの本棚

【道をひらく】

40年以上読み継がれる松下幸之助氏の著書。「自分のファンを、もっと大事にし、その好まれている自分のよさを、精いっぱい伸ばすようにつとめたい。そこに個人の、お店の、そして会社の繁栄の鍵がある」。初手に戻ることができる一冊です。



元氣と氣づきを提供する

豊島区池袋の佐藤茂税理士事務所

豊島区池袋2-60-7ルート池袋第3ビル4階

電話: 03-3988-8820 FAX: 03-3988-8824

http://www.satousigeru.jp

mail: info@satousigeru.jp